

簡易通知型包括保険の引受基準等について・新旧対照表

新	旧	備考
簡易通知型包括保険の引受基準等について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 <u>令和7年3月14日</u> 一部改正 この規程は、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006。以下「約款」という。）第6条及び別表に定める船積確定通知又は確定前通知の対象となる輸出契約等の基準を規定する。 記	簡易通知型包括保険の引受基準等について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 <u>令和5年1月30日</u> 一部改正 この規程は、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006。以下「約款」という。）第6条及び別表に定める船積確定通知又は確定前通知の対象となる輸出契約等の基準を規定する。 記	
2 国別引受基準 (2) 特定制限国 ① (略) ② (2)①にかかわらず、イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させる。その他の輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 (i) (略) (ii) 契約金額が10億円以下の輸出契約等であって、下記イからハまでのうちいづれかに該当するもの イ～ハ (略)	2 国別引受基準 (2) 特定制限国 ① (略) ② (2)①にかかわらず、イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させる。その他の輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 (i) (略) (ii) 契約金額が10億円以下の輸出契約等で <u>イラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引</u> であって、下記イからハまでのうちいづれかに該当するもの イ～ハ (略)	
附 則 [抄] 附 則 [<u>令和7年3月14日</u>] この改正は、 <u>令和7年4月1日</u> から実施する。	附 則 [抄] 附 則 [<u>令和5年1月30日</u>] この改正は、 <u>令和5年3月20日</u> から実施する。	